

えびの市障がい者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

え び の 市
えびの市教育委員会
えびの市議会
えびの市監査委員
えびの市農業委員会
えびの市選挙管理委員会

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

2. 計画の推進体制

障がい者活躍推進計画は、任命権者ごとに作成することになるが、本市においては、採用活動等を一体的に取り組んでいることから、連名で計画を作成する。また、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進については、各機関が自律的に行うとともに、より効果的かつ適切な障がい者雇用につなげるために、機関間で連携を図り、推進することとする。

3. 障がい者雇用に関する課題

本市の令和元年6月1日現在の実雇用率は2.19%であり、法定雇用率を下回っている。地方公共団体は、民間事業者に対して率先垂範する立場であることから、法定雇用率を達成するとともに、障がい者雇用を継続的に進めることが必要である。また、障がい者が自己の障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるように、組織が一体となって障がい者雇用の理解促進、体制整備および環境整備等の取組を進める必要がある。

4. 目標

（1）採用に関する目標

○各年度において、6月1日時点の実雇用率が法定雇用率以上となること。

※毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を実施する。

（2）定着に関する目標

○不本意な離職者を極力生じさせないこと。

※毎年の任免状況通報を機に、定着状況の把握・進捗管理を実施する。

5. 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

①組織面

○障がい者雇用の促進等を担う障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。

○障がい者である職員の職業生活全般の相談等を担う障がい者職業生活相談員を選任し、総務課内に相談窓口を設置する。

②人材面

○障がい者職業生活相談員（選任予定者を含む。）について、宮崎労働局が開催する障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

○厚生労働省障がい者雇用対策課又は宮崎労働局が開催する「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」等の受講案内を行い、参加を募る。

○職員を対象として、障がいに関する理解促進のための研修会等を開催する。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○現に勤務する障がい者である職員や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、組織内のアンケートやヒアリング等による職務の選定及び創出について検討を行う。

○障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

○障がい者に係る職務環境については、障がい者である職員やその他の職員に対するヒアリングにより必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員等からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

②募集・採用

○採用選考に当たっては、障がい者からの要望を踏まえ、その障がい特性に応じて配慮を行う。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。